

木更津市民生委員推薦会議事録

日 時 令和4年7月14日(木) 午後4時から午後5時まで

場 所 木更津市役所 朝日庁舎 会議室B

出席者 委員長	石井 徳亮(第1号委員)
委員	永原 利浩(第1号委員)
委員	及川 勝正(第2号委員)
委員	高梨 豊 (第2号委員)
委員	滝口 君江(第3号委員)
委員	高安 清美(第3号委員)
委員	早川 律子(第4号委員)
委員	渡部 佳子(第5号委員)
委員	藤崎 仁 (第5号委員)
委員	清水 和也(第6号委員)
委員	吉川 はぐみ(第6号委員)
委員	鹿間 和久(第7号委員)
委員	北村 和則(第7号委員)
説明員	草苺 洋子(健康こども部子育て支援課)
説明員	森竹 慎子(健康こども部子育て支援課)
幹事	野口 琢郎(福祉部社会福祉課)
幹事	兵藤 伸江(福祉部社会福祉課)
書記	木堂 泰臣(福祉部社会福祉課)

○事務局(兵藤係長)

それでは、ただいまから、木更津市民生委員推薦会を開会いたします。

はじめに、事務局の紹介をいたします。

民生委員・児童委員の委嘱につきまして、社会福祉課 課長の野口、係長の兵藤、担当の木堂です。

主任児童委員の委嘱につきまして、子育て支援課 課長の草苺、課長補佐の森竹です。

議事に先立ちまして、資料の確認をいたします。

1つ目が、事前にお配りいたしました、推薦書類等が綴られている青色のファイル。

2つ目が、本日の次第。

3つ目が、本日の追加資料がございます。

ご確認をしていただき、不足しているものがありましたら、お申し出ください。

なお、この配付資料は個人情報が含まれていますので、推薦会終了後は、次第以外の書類は回収いたしますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

○事務局(木堂主任主事)

この書類につきまして、訂正箇所がございますので、口頭にて申し上げます。

(※書類の訂正箇所に関する説明)

○事務局(野口課長)

次に、報告がございます。

県に提出する推薦会の資料といたしまして、議事録を作成する都合上、録音をしておりますので、よろしくお願いいたします。

議事進行につきましては、民生委員法施行令第3条の規定によりまして、委員長が議事を進行することになっておりますが、委嘱後、はじめての推薦会ですので、まだ委員長が決まっておりません。

つきましては、6号委員の清水委員に仮議長をお願いいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり。)

それでは、清水委員は、議長席の方へお願いいたします。

○清水委員

木更津市福祉部長の清水でございます。

ただいま、ご指名がございましたので、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出席人数は、13名となっております。民生委員法施行令第4条の規定によりまして、本推薦会は成立いたしました。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

議題(1)「委員長の選出について」を議題に供します。

委員長の選出は、民生委員法第8条第3項の規定によりまして、委員の互選となっております。

どなたか、推薦する方はいらっしゃいますか。

○鹿間委員

市議会では教育民生常任委員会の委員長でもあります、石井委員にお願いしたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○清水委員

ただいま、石井委員を委員長に推薦する旨のご意見がありましたが、他の委員の方々のご意見はいかがでしょうか。

(※異議なしの声あり。)

○清水委員

皆様の意義はなしということでございますので、そのように決定したいと思えます。

それでは、今後の進行は新委員長の石井委員にお願いすることといたします。

以上で、私の仮議長の職は終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局(野口課長)

それでは、石井委員は議長席へお願いいたします。

○石井委員長

それでは、この度、私が委員長ということですので、皆様のご協力により委員長の職を果たしてまいりたいと思えますので、どうかよろしくお願いいたします。

本推薦会は、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者を県に推薦することにあります。

本日委嘱されました委員の皆様方と共に、このあと、事務局から説明があります、一斉改選による民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について慎重に審議いたしたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

議題(2)「議事録署名人の選出について」ですが、2号委員の及川委員と、同じく2号委員の高梨委員をお願いいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題(3)「職務の代理者の指定について」ですが、民生委員法施行令第2条第2項の規定により、委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理することとなっております。指定にあたり、選出方法はいかがいたしましょうか。

○滝口委員

議長に一任します。

○石井委員長

ただいま、議長一任との声がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(※異議なしの声あり。)

○石井委員長

他にご意見がないようですので、職務の代理者に清水委員を指定したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題(4)「民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について」を議題に供します。

本日の推薦会は、本年11月30日をもって任期満了となる民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に伴う候補者の推薦について、ご審議いただきます。

事務局の説明を求めます。

○事務局(野口課長)

あらためまして、福祉部社会福祉課の野口です。よろしくお願いいたします。

私からは、民生委員・児童委員について、ご説明いたします。

まずは、お手元のファイルの2枚目、「民生委員・児童委員説明資料」をご覧ください。

民生委員となるには、このフロー図のとおり、市町村民生委員推薦会において推薦された者が、都道府県知事の推薦を受け厚生労働大臣から委嘱を受けることとなります。

また、民生委員となる要件につきましては、同じく資料の「民生委員推薦の要件」に示してあるような基準において推薦を受けます。

本市においては、各町内会長・自治会長に候補者の推薦をしていただいております。

任期は3年とされており、今回の一斉改選においては、令和4年12月1日から令和7年11月30日までとなっております。また、児童福祉法第16条第2項の規定により、民生委員は児童委員を兼ねることとなります。

次に、民生委員の職務はと申しますと、資料の「民生委員の職務(活動・役割)」に示したとおり、3つの基本的性格、7つのはたらきということが職務とされております。

そこで、本市における民生委員の一斉改選はと申しますと、令和4年12月より定数が4名増員となり、218名となります。

しかしながら、40名の候補者が推薦されず、今回欠員となりました。欠員の区域

につきましては、本日お配りした資料「民生委員・児童委員欠員区域一覧」をご覧ください。

各町内会長や自治会長等より推薦を受けた178名の候補者の内訳につきましては、新任者65名、再任者112名、元委嘱者1名となっております。

年齢要件として、新任、再任ともに本年12月1日時点において、原則75歳未満の者が条件となっておりますが、地域の実情に応じて78歳未満の者の推薦も可能となっております。

今回の候補者のうち、年齢が75歳から77歳までの候補者には、理由書を添付しております。

以上で民生委員についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○説明員(草薙課長)

あらためまして、子育て支援課の草薙と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、主任児童委員についてご説明いたします。

事前にお配りいたしました資料の「主任児童委員説明資料」をご覧ください。

まず、主任児童委員は、平成6年1月から設けられた制度でございまして、民生委員法の適用を受け、民生委員・児童委員とは別に配置されるものでございます。

主任児童委員の職務といたしましては、児童福祉に関する事項を専門的に担当する者とされております。原則として、区域を直接担当しない取り扱いとされておりますが、区域担当の民生委員・児童委員と児童福祉関係との機関との連絡調整を行うとともに、連携して積極的に活動することが求められております。

また、個別事案への対応が必要な場合は、区域担当の民生委員・児童委員と調整、相談のうえ、協力して活動をしていただきます。

任期でございますが、主任児童委員の任期は、民生委員・児童委員と同じく3年とされておまして、令和4年12月1日から令和7年11月30日までとなっております。

主任児童委員の配置といたしまして、各地区に2名となっております。今回は一斉改選となっておりますので、現在、委嘱されております30名全員が改選となります。

なお、主任児童委員候補者にも年齢要件がございます。原則として、本年12月1日現在において、満55歳未満の者とされておりますが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能となっております。

新任者で65歳未満、再任者で68歳未満までの者が推薦できるものとなっております。新任でかつ55歳以上の方の場合は、理由書を付して推薦することとなっております。

事前にお配りしております、「主任児童委員候補者資料」をご覧ください。

5月20日の木更津市民生委員児童委員協議会の地区会長会議において、各地区民生委員児童委員協議会会長に推薦をお願いいたしまして、候補者の推薦をいただきましたが、推薦をいただいた方は、27名で、新任者が8名、再任者が19名となっており、定数30名に対しまして、3名の欠員が生じております。

また、理由書を付しての推薦者は6名です。今回定数に満たない地区及び人数は、太田・清見台地区1名、金田地区2名です。定数に満たない地区につきましては、地区民児協会長に引き続き候補者推薦をお願いいたしまして、早急に補充を図ってまいりたいと思います。

以上で、主任児童委員についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石井委員長

ただいま事務局から説明がありました。それでは、事務局から事前に配付されている資料につきましては、概ね目を通していただいているとは思いますが、本日の追加分の資料もございますので、内容を審査するのに10分ほど取りたいと思います。

(※10分経過)

○石井委員長

そろそろよろしいでしょうか。

ご質問がありましたら、お願いいたします。

○永原委員

主任児童委員について、民生委員の推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならないとされておりますが、主任児童委員は民生委員・児童委員なのですか。

○説明員(森竹課長補佐)

主任児童委員は、民生委員・児童委員でもあります。

○永原委員

民生委員・児童委員資料においては、候補者の中で主任児童委員として指名される者を明示されておきませんが、この理由は何でしょうか。

○説明員(森竹課長補佐)

民生委員・児童委員候補者は、原則自治会長等に推薦依頼し、主任児童委員候補者は、各地区民児協会長に推薦依頼し、それぞれ推薦をいただいております。民生委員・児童委員資料及び主任児童委員資料として、別個に資料作成しております。

主任児童委員資料を民生委員・児童委員資料と別個に作成しているため、これをもって明示しているものとしたしております。

○藤崎委員

民生委員・児童委員の定数は、どのように決まっているのですか？

○事務局(野口課長)

県の条例で決まっておりますが、県の条例を制定する前段として、各市町村から意見を聴取し、各市町村が、各地区民児協等に照会し、人口が増加しているため定員を増加してほしい等の意見を取りまとめ、県へ報告しております。

○藤崎委員

私は、金田地区にある、金田小学校の校長です。現在、金田地区は、宅地開発しており、人口が非常に増加している現状です。今後、定数の見直しを考える予定はありますか？

○事務局(野口課長)

すでに定数に関する意見の取りまとめが終了しており、県の条例制定に間に合わないため、すぐに変更することは難しいですが、次回にまた金田地区民児協等から意見聴取したうえで、定員増加の希望があればその旨県への報告を検討することになろうかと思っております。

○鹿間委員

今、定員に関する質問がありました。金田地区では、金田東4丁目、5丁目、6丁目が欠員となっております。欠員補充がなされるまでの間、市としてはどのように対応するのですか？

○事務局(野口課長)

今回欠員となる地区につきましては、自治会長、市政協力員等に引き続き候補者推薦のお願いを続けるとともに、地区民児協の方々に対しても、民生委員・児童委員としてふさわしい方がいらっしゃれば推薦に関するご協力をお願いするという風に考えております。

4月、8月、12月の年に3回、民生委員・児童委員の委嘱の機会がございますので、このタイミングに合わせて候補者の推薦があれば、また推薦会を承認を得たうえで県へ推薦し、欠員補充に努めてまいります。

○鹿間委員

確認なのですが、雇用主の同意が必要な場合につきましては、たとえば自営業で農業として働いている方は同意書は、当たり前ですが不要ですね。雇用主の同意書が必要な場合というのは、自宅以外の勤務場所に勤めていて、常勤の場合である、という解釈でよろしいでしょうか。

○事務局(野口課長)

鹿間委員のおっしゃるとおりでございます。雇用主の同意書が必要な場合は、常勤の被用者です。自営業で農業に従事されている方や会社を経営されている方が自ら候補者になっていただく場合は、同意書は不要です。

○早川委員

314 ページの[]さんにつきまして、令和4年12月1日時点で年齢が75歳であり、理由書が添付されているため民生委員・児童委員となることのできるのですが、この方の担当区域の戸数が579戸となっております。担当区域の戸数は、どのように決められているのでしょうか。

○事務局(木堂主任主事)

担当区域の戸数につきましては、厚生労働省の基準によりますと、人口10万人以上の市につきましては、170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに、民生委員・児童委員1名とされております。

本市においても、大半の区域がこの基準内の世帯数となっておりますが、中にはこの数よりも少ない世帯数の区域や、[]さんのように多い世帯数の区域があります。

基準よりも多い世帯数となっている区域につきましては、分区するか検討いたしますが、[]さんの区域につきましては、若い世帯が多く住む地区であり、あまり福祉を必要としない世帯が多いため、清川地区民児協と検討した結果、分区はしないものとなりました。

次回以降も、この区域も含めて、分区が必要かどうか検討を続けてまいります。

○永原委員

[]さんの担当区域はどこですか？

○事務局(木堂主任主事)

資料の314ページに記載されておりますとおり、ほたる野1・4丁目であり、若い世帯が多く住む世帯となっております。

確かに世帯数は多いですが、清川地区民児協と検討の結果、分区はしないといまして、以前からこの区域を担当している[REDACTED]さんも引き続き民生委員・児童委員として活動する意欲があるため、今回推薦会で審議させていただきました。

○北村委員

主任児童委員につきましては、再任の方は55歳以上であっても理由書の添付は省略できますか？

○説明員(森竹課長補佐)

県からは、55歳以上の新任の方につき、理由書の添付は不要である旨指示がありましたので、再任の場合は理由書の添付は不要です。

○北村委員

民生委員・児童委員の年齢要件につきまして、原則75歳未満ですが、地域の実情に応じて78歳未満まで民生委員・児童委員となることができる旨資料に書いてあります。

この年齢要件については、厚生労働省が定めた基準でしょうか、それとも県が定めた基準でしょうか？

○事務局(野口課長)

年齢要件につきましては、厚生労働省におきましては、75歳未満の方を委嘱するよう努めるものとされており、この基準をもとに、県におきましては、原則75歳未満としつつ、地域の実情に応じて78歳未満の方が民生委員となることができるものとされております。

○北村委員

この基準によりますと、77歳の方が民生委員として委嘱でき、3年間民生委員として務めた場合、80歳まで民生委員として活動することができる、という解釈でよろしいですか？

○事務局(野口課長)

おっしゃるとおりです。

○北村委員

高齢の方でも、元気な方は元気でありますし、75歳以上の方であっても、本人の同意書を付してあるため、今回推薦いただいている方につきましては、民生委員として活動しても問題ないと思いますので、私は結構だと思います。

○永原委員

主任児童委員につきまして、今回推薦されているのが全員女性であります。今後男性を増やしていくというような考え方はありますか？

○説明員(草苅課長)

現在、そのような考えはありません。

○永原委員

各地区民事協の定例会は、年に何回開催されるのですか？

○事務局(木堂主任主事)

月に1回開催しておりますので、年に12回開催されております。

○石井委員長

請西・真舟小地区や波岡西地区においては、民生委員・児童委員の定数のうち、半数近くが欠員の地区となっております。市においては、引き続き欠員解消に向けて対応をお願いします。

ほかにご意見はありますか。

ほかにご意見がないようですので、採決いたします。

候補者全員を民生委員・児童委員及び主任児童委員として推薦することに賛成する方の挙手を求めます。

(※全員挙手)

○石井委員長

挙手全員でございます。よって、本推薦会は候補者全員を推薦することに決しました。

その他ございますか。

ないようでしたら、これで議事は終了し、議長の任を解かさせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

○事務局(兵藤係長)

それでは、閉会といたします。ありがとうございました。

議事録署名人

及川 勝正
高梨 豊